

令和 6 年度 第 4 回

稲沢市国民健康保険運営協議会資料

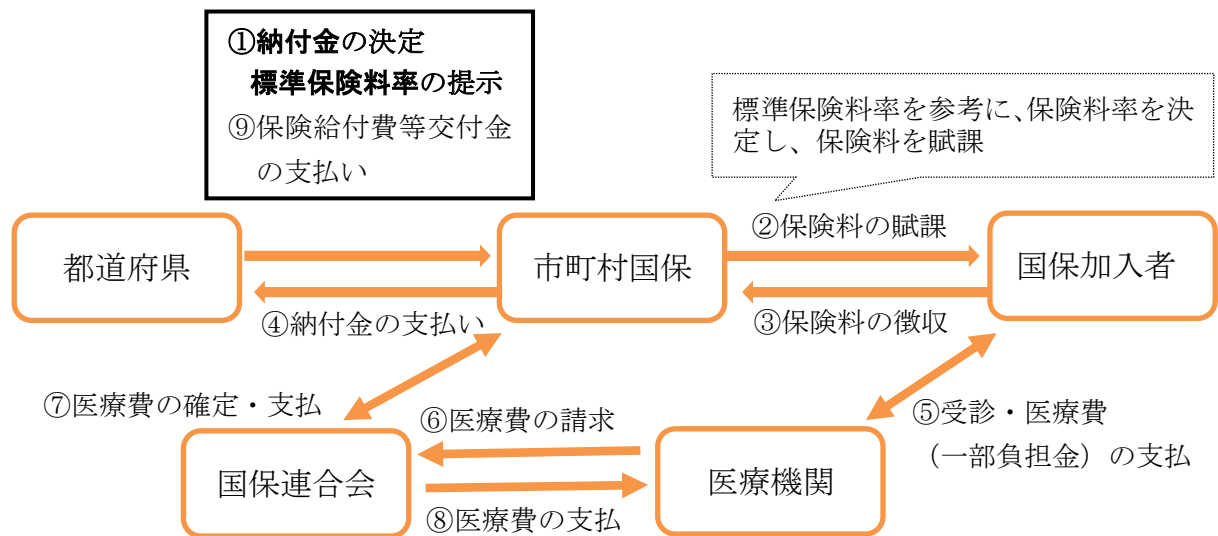
市民福祉部国保年金課

資料目次

1	令和7年度国民健康保険事業費納付金について	
	国民健康保険事業費納付金等の概要について	1 頁
	国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の推移	2 頁
2	国民健康保険税の税率・税額改正について	
	国民健康保険の財政状況について	3 頁
	令和7年度 国民健康保険税 税率・税額等改正案	4 頁
	令和7年度 国民健康保険税 税率・税額等改正案資料	5 頁
	年度別国民健康保険税率税額一覧表	6 頁
3	条例の改正について	
	稲沢市国民健康保険税条例（新旧対照表）	7 頁
	—参考資料—	
	国民健康保険税 年税額 簡易早見表	13 頁

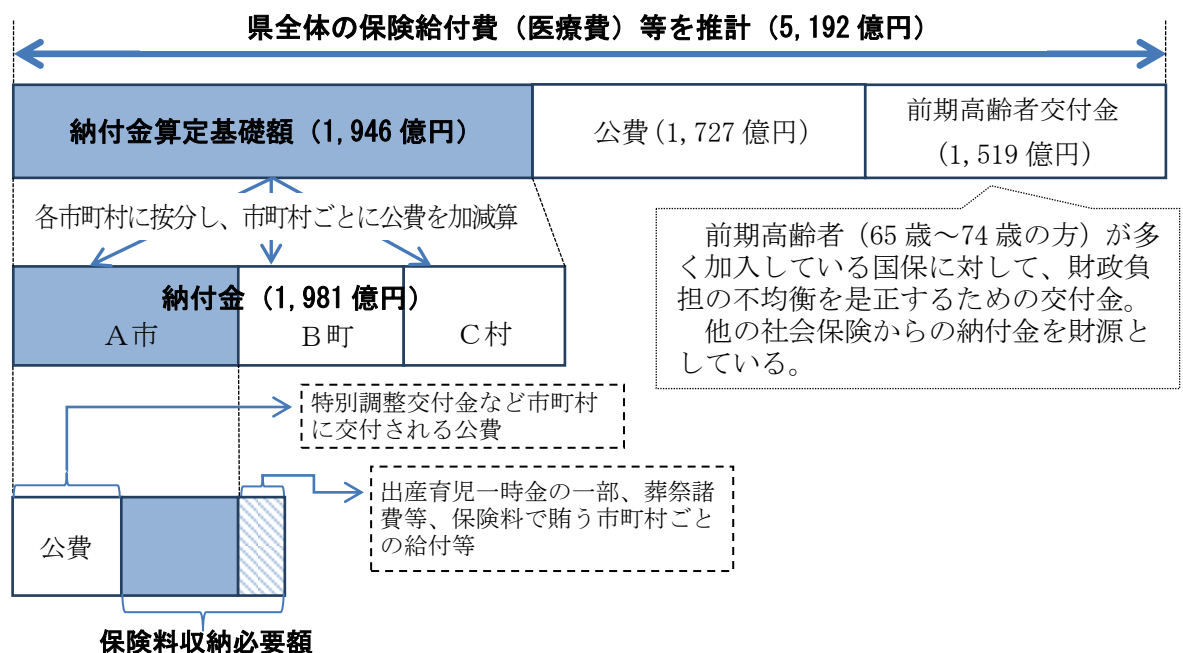
国民健康保険事業費納付金等の概要について

(1) 国民健康保険の仕組み

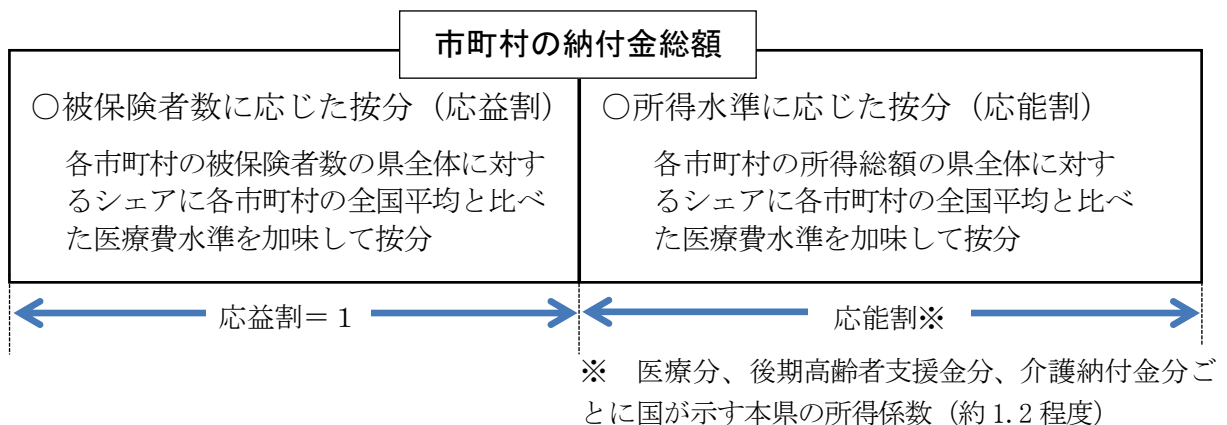


(2) 市町村ごとの納付金額の算出の考え方

①納付金と保険料の考え方（令和7年度 一般被保険者分）



②市町村ごとの納付金の按分方法



国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の推移

○年度別国民健康保険事業費納付金

区分	納付金 (円)	1人当たり納付金 (円)	伸び率
令和3年度	3,539,177,875	135,605	100.2%
令和4年度	3,604,457,384	142,956	105.4%
令和5年度	3,655,668,980	154,606	108.1%
令和6年度	3,594,612,977	163,891	106.0%
令和7年度	3,515,944,734	166,294	101.5%

(※) 国民健康保険法第82条の3第1項に基づく市町村標準保険料率は、毎年度、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値として、県内統一の算定基準に基づいて県が算定するもの。「各市町村が「各市町村のあるべき保険料率の見える化を図る」、「各市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値を示す」という二つの役割を担うもので、現状の保険料設定と異なる場合は、示された標準保険料率を将来目標として参考にする旨が県より示されている。

○年度別標準保険料率 (※)

区分	医療給付費分					後期高齢者支援金等分					介護納付金分					合計				
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)
令和3年度	6.32	-	25,866	17,996	630,000	2.45	-	9,787	6,809	190,000	2.40	-	12,108	6,186	170,000	11.17	-	47,761	30,991	990,000
令和4年度	6.55	-	28,019	18,427	650,000	2.38	-	9,891	6,505	200,000	2.46	-	12,613	6,295	170,000	11.39	-	50,523	31,227	1,020,000
令和5年度	7.07	-	30,623	19,808	650,000	2.72	-	11,414	7,383	220,000	2.25	-	11,681	5,776	170,000	12.04	-	53,718	32,967	1,040,000
令和6年度	7.30	-	30,463	20,640	650,000	2.82	-	11,505	7,795	240,000	2.31	-	11,494	5,845	170,000	12.43	-	53,462	34,280	1,060,000
令和7年度	7.40	-	31,758	20,616	650,000	2.75	-	11,647	7,561	240,000	2.29	-	11,603	5,743	170,000	12.44	-	55,008	33,920	1,060,000

国民健康保険の財政状況について

①国民健康保険特別会計決算状況

	(単位:千円)				
	R3決算	R4決算	R5決算	R6決算見込	
歳入					
国民健康保険税	2,637,025	2,619,076	2,408,320	2,358,137	
国庫支出金	3,772	284	458	11,207	
県支出金	8,831,398	8,471,201	8,368,862	7,917,772	
(うち普通交付金)	8,572,445	8,232,609	8,142,018	7,765,262	
繰入金	913,346	1,028,081	1,222,828	1,593,006	
(うち福祉医療制度波及繰入金)	47,479	168,533	150,313	179,968	
(うち基金積立繰入金)	-	-	14,347	263,710	
(うち基金繰入金)	60,000	0	200,000	327,217	
繰越金	268,579	274,977	204,064	130,392	
その他収入	52,714	77,976	49,185	35,629	
歳入計	12,706,834	12,471,595	12,253,717	12,046,143	
歳出					
総務費	135,710	145,674	144,412	169,490	
保険給付費	8,605,849	8,352,990	8,147,989	7,765,262	
国民健康保険事業費納付金	3,539,178	3,604,457	3,657,364	3,594,615	
保健事業費	125,122	124,739	114,869	101,223	
基金積立金	0	0	14,347	263,710	
その他支出	25,998	39,671	44,344	46,542	
歳出計	12,431,857	12,267,531	12,123,325	11,940,842	
歳入一歳出	274,977	204,064	130,392	105,301	
単年度収支	6,398	△ 70,913	△ 73,672	△ 25,091	
実質単年度収支	△ 53,602	△ 70,913	△ 259,325	△ 88,598	
基金残高	512,870	512,870	327,217	263,710	

②令和7年度予算(案)

	R7当初予算 現行算定	R7当初予算 補填後	比較
歳入			
国民健康保険税	2,233,697	2,383,697	150,000
国庫支出金	168	168	0
県支出金	8,221,513	8,221,513	0
(うち普通交付金)	8,057,588	8,057,588	0
繰入金	1,043,759	1,193,759	150,000
(うち福祉医療制度波及繰入金)	181,063	181,063	0
(うち基金積立繰入金)	1	1	0
(うち基金繰入金)	0	150,000	150,000
繰越金	100,001	100,001	0
その他収入	36,451	36,451	0
歳入計	11,635,589	11,935,589	300,000
歳出			
総務費	162,257	162,257	0
保険給付費	8,101,976	8,101,976	0
国民健康保険事業費納付金	3,515,945	3,515,945	0
保健事業費	141,459	141,459	0
基金積立金	1	1	0
その他支出	13,951	13,951	0
歳出計	11,935,589	11,935,589	0
歳入一歳出	△ 300,000	0	300,000
単年度収支	-	-	-
実質単年度収支	-	-	-
基金残高	263,710	113,710	△ 150,000

令和7年度 国民健康保険税 税率・税額等改正案

区分		医療給付費分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分		
		現行	改正後	増減	現行	改正後	増減	現行	改正後	増減
所得割	税率	6.50%	6.90%	0.40%	2.40%	2.50%	0.10%	2.20%	2.30%	0.10%
資産割	税率	0.00%	0.00%	-	0.00%	0.00%	-	0.00%	0.00%	-
均等割	税額	24,800円	25,800円	1,000円	8,600円	9,100円	500円	9,800円	10,000円	200円
	軽減割合 (軽減後 税額)	7割	7,440円	300円	2,580円	2,730円	150円	2,940円	3,000円	60円
	5割	12,400円	12,900円	500円	4,300円	4,550円	250円	4,900円	5,000円	100円
	2割	19,840円	20,640円	800円	6,880円	7,280円	400円	7,840円	8,000円	160円
平等割	税額	18,200円	19,000円	800円	6,800円	7,200円	400円	5,200円	5,400円	200円
	7割	5,460円	5,700円	240円	2,040円	2,160円	120円	1,560円	1,620円	60円
	5割	9,100円	9,500円	400円	3,400円	3,600円	200円	2,600円	2,700円	100円
	2割	14,560円	15,200円	640円	5,440円	5,760円	320円	4,160円	4,320円	160円
(特定世帯) ※1	税額	9,100円	9,500円	400円	3,400円	3,600円	200円			
	7割	2,730円	2,850円	120円	1,020円	1,080円	60円			
	5割	4,550円	4,750円	200円	1,700円	1,800円	100円			
	2割	7,280円	7,600円	320円	2,720円	2,880円	160円			
(特定継続世帯) ※2	税額	13,650円	14,250円	600円	5,100円	5,400円	300円			
	7割	4,095円	4,275円	180円	1,530円	1,620円	90円			
	5割	6,825円	7,125円	300円	2,550円	2,700円	150円			
	2割	10,920円	11,400円	480円	4,080円	4,320円	240円			

※1 特定世帯 国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、1人だけが国民健康保険に残った世帯であって、資格を喪失した日の属する月(特定月)から5年を経過するまでの世帯

※2 特定継続世帯 国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、1人だけが国民健康保険に残った世帯であって、特定月以後5年を経過する月の翌日から特定月以後8年を経過するまでの世帯

令和7年度 国民健康保険税 税率・税額等改正案資料

【現年課税分】

区 分	現 行				標準保険料率				改正案			
	税率	算定額(千円)	構成比	所得割 均等割 平等割	税率	算定額(千円)	構成比	所得割 均等割 平等割	税率	算定額(千円)	構成比	
課税額(上限)	106万円	※現行の上限額で計算		106万円	106万円	※現行の上限額で計算		106万円	※現行の上限額で計算			
所得割額	11.10%	1,945,452	59.73%	12.44%	2,200,750	57.49%		11.70%	2,052,814	59.95%		
資産割額	0.00%	0		0.00%	0			0.00%	0			
均等割額	43,200円	897,881	27.56%	55,008円	1,157,120	30.23%		44,900円	936,144	27.34%		
平等割額	30,200円	414,186	12.71%	33,920円	469,876	12.28%		31,600円	435,185	12.71%		
算定額合計	①	3,257,519 千円		3,827,745 千円								
軽減、減免等	②	1,025,389 千円		1,141,346 千円								
課税額 ①－②	③	2,232,130 千円		2,686,399 千円								
収納率	④	95.10 %		95.10 %								
収納額 ③×④		2,122,756 千円		2,554,766 千円								
現行との差額				432,010 千円								
応益：応能割合		44 : 56		46 : 54								
				43 : 57								

区分	現行	標準保険料率	改正案
税比率	1人当り調定額	91,616 円	110,261 円
	1世帯当り調定額	136,873 円	164,729 円
	現行との比率(1人当り)		120. 35 %

年度別国民健康保険税率税額一覽表

○年度別税率税額

区分	医療給付費分					後期高齢者支援金分					介護納付金分					合計				
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)
令和元年度	6.20	-	24,600	18,000	610,000	2.20	-	8,400	6,600	190,000	1.90	-	9,600	4,800	160,000	10.30	-	42,600	29,400	960,000
令和2年度	6.20	-	24,600	18,000	630,000	2.20	-	8,400	6,600	190,000	1.90	-	9,600	4,800	170,000	10.30	-	42,600	29,400	990,000
令和3年度	6.20	-	24,600	18,000	630,000	2.20	-	8,400	6,600	190,000	1.90	-	9,600	4,800	170,000	10.30	-	42,600	29,400	990,000
令和4年度	6.50	-	24,800	18,200	650,000	2.40	-	8,600	6,800	200,000	2.20	-	9,800	5,200	170,000	11.10	-	43,200	30,200	1,020,000
令和5年度	6.50	-	24,800	18,200	650,000	2.40	-	8,600	6,800	220,000	2.20	-	9,800	5,200	170,000	11.10	-	43,200	30,200	1,040,000
令和6年度	6.50	-	24,800	18,200	650,000	2.40	-	8,600	6,800	240,000	2.20	-	9,800	5,200	170,000	11.10	-	43,200	30,200	1,060,000

○年度別標準保険料率（再掲）

区分	医療給付費分					後期高齢者支援金分					介護納付金分					合計				
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)
令和元年度	6.81	-	27,599	19,598	610,000	2.31	-	9,301	6,604	190,000	1.77	-	9,222	4,379	160,000	10.89	-	46,122	30,581	960,000
令和2年度	6.57	-	26,930	18,774	630,000	2.35	-	9,471	6,602	190,000	2.04	-	10,480	5,331	170,000	10.96	-	46,881	30,707	990,000
令和3年度	6.32	-	25,866	17,996	630,000	2.45	-	9,787	6,809	190,000	2.40	-	12,108	6,186	170,000	11.17	-	47,761	30,991	990,000
令和4年度	6.55	-	28,019	18,427	650,000	2.38	-	9,891	6,505	200,000	2.46	-	12,613	6,295	170,000	11.39	-	50,523	31,227	1,020,000
令和5年度	7.07	-	30,623	19,808	650,000	2.72	-	11,414	7,383	220,000	2.25	-	11,681	5,776	170,000	12.04	-	53,718	32,967	1,040,000
令和6年度	7.30	-	30,463	20,640	650,000	2.82	-	11,505	7,795	240,000	2.31	-	11,494	5,845	170,000	12.43	-	53,462	34,280	1,060,000
令和7年度	7.40	-	31,758	20,616	650,000	2.75	-	11,647	7,561	240,000	2.29	-	11,603	5,743	170,000	12.44	-	55,008	33,920	1,060,000

稲沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

No. 1

国保年金課

現	行	改	正	後
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.5を乗じて算定する。 2 略	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万4,800円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条の2 略 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第24条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の●.●を乗じて算定する。 2 略	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万●,●●●円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条の2 略 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第24条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌	

現	行	改	正	後
月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第24条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>1万8,200円</u> (2) 特定世帯 <u>9,100円</u> (3) 特定継続世帯 <u>1万3,650円</u> （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.4</u> を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>8,600円</u> とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第7条の3 略 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,800円</u> (2) 特定世帯 <u>3,400円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,100円</u>	月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第24条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>1万8,200円</u> (2) 特定世帯 <u>9,100円</u> (3) 特定継続世帯 <u>1万3,650円</u> （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.4</u> を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>8,600円</u> とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第7条の3 略 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,800円</u> (2) 特定世帯 <u>3,400円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,100円</u>	月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第24条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>●万●, ●●●円</u> (2) 特定世帯 <u>●, ●●●円</u> (3) 特定継続世帯 <u>●万●, ●●●円</u> （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の●. ●</u> を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>●, ●●●円</u> とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第7条の3 略 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>●, ●●●円</u> (2) 特定世帯 <u>●, ●●●円</u> (3) 特定継続世帯 <u>●, ●●●円</u>	月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第24条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>●万●, ●●●円</u> (2) 特定世帯 <u>●, ●●●円</u> (3) 特定継続世帯 <u>●万●, ●●●円</u> （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の●. ●</u> を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>●, ●●●円</u> とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第7条の3 略 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>●, ●●●円</u> (2) 特定世帯 <u>●, ●●●円</u> (3) 特定継続世帯 <u>●, ●●●円</u>	月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第24条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>●万●, ●●●円</u> (2) 特定世帯 <u>●, ●●●円</u> (3) 特定継続世帯 <u>●万●, ●●●円</u> （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の●. ●</u> を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>●, ●●●円</u> とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第7条の3 略 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>●, ●●●円</u> (2) 特定世帯 <u>●, ●●●円</u> (3) 特定継続世帯 <u>●, ●●●円</u>

現 行	改 正 後
(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に$\frac{100}{2.2}$を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,800円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,200円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第24条 略 (1) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について <u>1万7,360円</u> イ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万2,740円</u> (イ) 特定世帯 <u>6,370円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>9,555円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について <u>6,020円</u>	(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に$\frac{100}{2.0}$を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>●, ●●●円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>●, ●●●円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第24条 略 (1) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について <u>●万, ●●●円</u> イ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>●万, ●●●円</u> (イ) 特定世帯 <u>●, ●●●円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>●, ●●●円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について <u>●, ●●●円</u>

現 行	改 正 後
エ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,760 円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,380 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,570 円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（2 項世帯主を除く。）1 人について <u>6,860 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について <u>3,640 円</u> (2) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（2 項世帯主を除く。）1 人について <u>1 万 2,400 円</u> イ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,100 円</u> (イ) 特定世帯 <u>4,550 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>6,825 円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（2 項世帯主を除く。）1 人について <u>4,300 円</u> エ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,400 円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,700 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,550 円</u>	エ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>●, ●●●● 円</u> (イ) 特定世帯 <u>●, ●●●● 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>●, ●●●● 円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（2 項世帯主を除く。）1 人について <u>●, ●●●● 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について <u>●, ●●●● 円</u> (2) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（2 項世帯主を除く。）1 人について <u>●万●, ●●●● 円</u> イ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>●, ●●●● 円</u> (イ) 特定世帯 <u>●, ●●●● 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>●, ●●●● 円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（2 項世帯主を除く。）1 人について <u>●, ●●●● 円</u> エ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>●, ●●●● 円</u> (イ) 特定世帯 <u>●, ●●●● 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>●, ●●●● 円</u>

現	行	改	正	後
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（２項世帯主を除く。）１人について <u>4,900 円</u>	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（２項世帯主を除く。）１人について <u>4,900 円</u>	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（２項世帯主を除く。）１人について <u>●, ●● 円</u>		介護納付金課税被保険者（２項世帯主を除く。）１人について <u>●, ●● 円</u>
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 １世帯について <u>2,600 円</u>	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 １世帯について <u>2,600 円</u>	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 １世帯について <u>●, ●●● 円</u>		介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 １世帯について <u>●, ●●● 円</u>
(3) 略	(3) 略	(3) 略		
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（２項世帯主を除く。）１人について <u>4,960 円</u>	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（２項世帯主を除く。）１人について <u>4,960 円</u>	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（２項世帯主を除く。）１人について <u>●, ●●● 円</u>		国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（２項世帯主を除く。）１人について <u>●, ●●● 円</u>
イ 略	イ 略	イ 略		
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,640 円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,640 円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>●, ●●● 円</u>		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>●, ●●● 円</u>
(イ) 特定世帯 <u>1,820 円</u>	(イ) 特定世帯 <u>1,820 円</u>	(イ) 特定世帯 <u>●, ●●● 円</u>		特定世帯 <u>●, ●●● 円</u>
(ウ) 特定継続世帯 <u>2,730 円</u>	(ウ) 特定継続世帯 <u>2,730 円</u>	(ウ) 特定継続世帯 <u>●, ●●● 円</u>		特定継続世帯 <u>●, ●●● 円</u>
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（２項世帯主を除く。）１人について <u>1,720 円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（２項世帯主を除く。）１人について <u>1,720 円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（２項世帯主を除く。）１人について <u>●, ●●● 円</u>		国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（２項世帯主を除く。）１人について <u>●, ●●● 円</u>
エ 略	エ 略	エ 略		
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,360 円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,360 円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>●, ●●● 円</u>		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>●, ●●● 円</u>
(イ) 特定世帯 <u>680 円</u>	(イ) 特定世帯 <u>680 円</u>	(イ) 特定世帯 <u>●●● 円</u>		特定世帯 <u>●●● 円</u>
(ウ) 特定継続世帯 <u>1,020 円</u>	(ウ) 特定継続世帯 <u>1,020 円</u>	(ウ) 特定継続世帯 <u>●, ●●● 円</u>		特定継続世帯 <u>●, ●●● 円</u>
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（２項世帯主を除く。）１人について <u>1,960 円</u>	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（２項世帯主を除く。）１人について <u>1,960 円</u>	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（２項世帯主を除く。）１人について <u>●, ●● 円</u>		介護納付金課税被保険者（２項世帯主を除く。）１人について <u>●, ●● 円</u>
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 １世帯について <u>1,040 円</u>	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 １世帯について <u>1,040 円</u>	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 １世帯について <u>●, ●●● 円</u>		介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 １世帯について <u>●, ●●● 円</u>

現	行	改	正	後
2 略		2 略		
(1) 略		(1) 略		
ア	前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,720 円</u>	ア	前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>●, ●●● 円</u>	
イ	前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,200 円</u>	イ	前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>●, ●●● 円</u>	
ウ	前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9,920 円</u>	ウ	前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>●, ●●● 円</u>	
エ	アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12,400 円</u>	エ	アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>●万●, ●●● 円</u>	
(2) 略		(2) 略		
ア	前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,290 円</u>	ア	前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>●, ●●● 円</u>	
イ	前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,150 円</u>	イ	前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>●, ●●● 円</u>	
ウ	前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,440 円</u>	ウ	前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>●, ●●● 円</u>	
エ	アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,300 円</u>	エ	アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>●, ●●● 円</u>	
3 略		3 略		
付 則 (令和7年条例第 号) (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (適用区分) 2 改正後の稲沢市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。				

国民健康保険税 年税額 簡易早見表

①現行税率

- 条件: 1 所得があるのは、世帯主の方のみ(給与収入のみ)
 2 世帯主と妻に介護納付金分の国保税がかかる場合
 (40歳以上65歳未満の方には、介護納付金分がかかる。)
 3 子どもは18歳年度末までの方
 (均等割の軽減又は減免が適用される。)
 4 調整控除は考慮しない。

被保険者数 (収入) 所得	1人 世帯主	2人 世帯主 妻	3人 世帯主 妻、子1人	4人 世帯主 妻、子2人	5人 世帯主 妻、子3人
(900,000円) 350,000円	22,000円	34,900円	39,800円	44,800円	49,900円
(1,200,000円) 650,000円	61,000円	82,600円	91,000円	99,300円	107,700円
(2,000,000円) 1,320,000円	172,000円	191,900円	205,400円	173,600円	182,000円
(3,000,000円) 2,020,000円	249,700円	292,900円	283,100円	296,400円	309,700円
(4,000,000円) 2,760,000円	331,900円	375,100円	391,800円	408,500円	391,900円
(5,000,000円) 3,560,000円	420,700円	463,900円	480,600円	497,300円	514,000円
(9,000,000円) 7,050,000円	808,100円	850,900円	867,600円	884,300円	901,000円
(11,000,000円) 9,050,000円	995,500円	1,028,900円	1,045,600円	1,059,400円	1,060,000円

※法定軽減 7割軽減 5割軽減 2割軽減

	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
医療給付費分	6.50%	0.00%	24,800 円	18,200 円	650,000 円
後期高齢者支援金等分	2.40%	0.00%	8,600 円	6,800 円	240,000 円
介護納付金分	2.20%	0.00%	9,800 円	5,200 円	170,000 円
計	11.10%	0.00%	43,200 円	30,200 円	1,060,000 円

②税率改正後

1人 世帯主	2人 世帯主 妻	3人 世帯主 妻、子1人	4人 世帯主 妻、子2人	5人 世帯主 妻、子3人
22,800円	36,300円	41,500円	46,800円	52,000円
63,800円	86,300円	95,000円	103,700円	112,500円
180,500円	201,000円	215,100円	182,200円	190,800円
262,400円	307,300円	297,000円	310,900円	324,800円
348,900円	393,800円	411,300円	428,700円	411,500円
442,500円	487,400円	504,900円	522,300円	539,800円
850,900円	888,200円	905,600円	923,100円	940,500円
1,041,300円	1,060,000円	1,060,000円	1,060,000円	1,060,000円

所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
6.90%	0.00%	25,800 円	19,000 円	650,000 円
2.50%	0.00%	9,100 円	7,200 円	240,000 円
2.30%	0.00%	10,000 円	5,400 円	170,000 円
11.70%	0.00%	44,900 円	31,600 円	1,060,000 円

①と②の差額

被保険者数 (収入) 所得	1人 世帯主	2人 世帯主 妻	3人 世帯主 妻、子1人	4人 世帯主 妻、子2人	5人 世帯主 妻、子3人
(900,000円) 350,000円	800円	1,400円	1,700円	2,000円	2,100円
(1,200,000円) 650,000円	2,800円	3,700円	4,000円	4,400円	4,800円
(2,000,000円) 1,320,000円	8,500円	9,100円	9,700円	8,600円	8,800円
(3,000,000円) 2,020,000円	12,700円	14,400円	13,900円	14,500円	15,100円
(4,000,000円) 2,760,000円	17,000円	18,700円	19,500円	20,200円	19,600円
(5,000,000円) 3,560,000円	21,800円	23,500円	24,300円	25,000円	25,800円
(9,000,000円) 7,050,000円	42,800円	37,300円	38,000円	38,800円	39,500円
(11,000,000円) 9,050,000円	45,800円	31,100円	14,400円	600円	0円

	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
医療給付費分	0.40%	0.00%	1,000 円	800 円	0 円
後期高齢者支援金等分	0.10%	0.00%	500 円	400 円	0 円
介護納付金分	0.10%	0.00%	200 円	200 円	0 円
計	0.60%	0.00%	1,700 円	1,400 円	0 円

国民健康保険税 年税額 簡易早見表

①現行税率

- 条件: 1 所得があるのは、世帯主の方のみ(年金収入のみ)
2 世帯主と妻に介護納付金分の国保税がかかる場合
(40歳以上65歳未満の方には、介護納付金分がかかる。)
3 子どもは18歳年度末までの方
(均等割の軽減又は減免が適用される。)
4 調整控除は考慮しない。

②税率改正後

被保険者数 (収入) 所得	1人 世帯主	2人 世帯主 妻	3人 世帯主 妻、子1人	4人 世帯主 妻、子2人	5人 世帯主 妻、子3人
(950,000円) 350,000円	22,000円	34,900円	39,800円	44,800円	49,900円
(1,250,000円) 650,000円	61,000円	82,600円	91,000円	99,300円	107,700円
(2,126,667円) 1,320,000円	172,000円	191,900円	205,400円	173,600円	182,000円
(3,060,000円) 2,020,000円	249,700円	292,900円	283,100円	296,400円	309,700円
(4,046,667円) 2,760,000円	331,900円	375,100円	391,800円	408,500円	391,900円
(4,994,118円) 3,560,000円	420,700円	463,900円	480,600円	497,300円	514,000円
(8,952,632円) 7,050,000円	808,100円	850,900円	867,600円	884,300円	901,000円
(11,005,000円) 9,050,000円	995,500円	1,028,900円	1,045,600円	1,059,400円	1,060,000円

1人 世帯主	2人 世帯主 妻	3人 世帯主 妻、子1人	4人 世帯主 妻、子2人	5人 世帯主 妻、子3人
22,800円	36,300円	41,500円	46,800円	52,000円
63,800円	86,300円	95,000円	103,700円	112,500円
180,500円	201,000円	215,100円	182,200円	190,800円
262,400円	307,300円	297,000円	310,900円	324,800円
348,900円	393,800円	411,300円	428,700円	411,500円
442,500円	487,400円	504,900円	522,300円	539,800円
850,900円	888,200円	905,600円	923,100円	940,500円
1,041,300円	1,060,000円	1,060,000円	1,060,000円	1,060,000円

※法定軽減 7割軽減 5割軽減 2割軽減

	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
医療給付費分	6.50%	0.00%	24,800 円	18,200 円	650,000 円
後期高齢者支援金等分	2.40%	0.00%	8,600 円	6,800 円	240,000 円
介護納付金分	2.20%	0.00%	9,800 円	5,200 円	170,000 円
計	11.10%	0.00%	43,200 円	30,200 円	1,060,000 円

所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
6.90%	0.00%	25,800 円	19,000 円	650,000 円
2.50%	0.00%	9,100 円	7,200 円	240,000 円
2.30%	0.00%	10,000 円	5,400 円	170,000 円
11.70%	0.00%	44,900 円	31,600 円	1,060,000 円

①と②の差額

被保険者数 (収入) 所得	1人 世帯主	2人 世帯主 妻	3人 世帯主 妻、子1人	4人 世帯主 妻、子2人	5人 世帯主 妻、子3人
(950,000円) 350,000円	800円	1,400円	1,700円	2,000円	2,100円
(1,250,000円) 650,000円	2,800円	3,700円	4,000円	4,400円	4,800円
(2,126,667円) 1,320,000円	8,500円	9,100円	9,700円	8,600円	8,800円
(3,060,000円) 2,020,000円	12,700円	14,400円	13,900円	14,500円	15,100円
(4,046,667円) 2,760,000円	17,000円	18,700円	19,500円	20,200円	19,600円
(4,994,118円) 3,560,000円	21,800円	23,500円	24,300円	25,000円	25,800円
(8,952,632円) 7,050,000円	42,800円	37,300円	38,000円	38,800円	39,500円
(11,005,000円) 9,050,000円	45,800円	31,100円	14,400円	600円	0円

	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
医療給付費分	0.40%	0.00%	1,000 円	800 円	0 円
後期高齢者支援金等分	0.10%	0.00%	500 円	400 円	0 円
介護納付金分	0.10%	0.00%	200 円	200 円	0 円
計	0.60%	0.00%	1,700 円	1,400 円	0 円

国民健康保険税 年税額 簡易早見表

①現行税率

- 条件： 1 所得があるのは、世帯主の方のみ(年金収入のみ)
(軽減判定所得に15万円の控除が適用されている。)
- 2 世帯主、妻は65歳以上
(65歳以上の方には、介護納付金分がかからない。)
- 3 子どもは19歳以上40歳未満
(介護納付金分がかからず、均等割の減免が適用されない。)
- 4 調整控除は考慮しない。

②税率改正後

被保険者数 (収入) 所得	1人 世帯主	2人 世帯主 妻	3人 世帯主 妻、子1人
(1,450,000円) 350,000円	17,500円	27,500円	37,400円
(1,750,000円) 650,000円	48,700円	65,400円	82,100円
(2,420,000円) 1,320,000円	137,500円	152,500円	141,700円
(3,120,000円) 2,020,000円	199,800円	233,200円	241,600円
(4,046,667円) 2,760,000円	265,700円	299,100円	332,500円
(4,994,118円) 3,560,000円	336,900円	370,300円	403,700円
(8,952,632円) 7,050,000円	647,500円	680,900円	714,300円
(11,005,000円) 9,050,000円	825,500円	858,900円	889,400円

1人 世帯主	2人 世帯主 妻	3人 世帯主 妻、子1人
18,200円	28,700円	39,200円
51,100円	68,600円	86,000円
144,700円	160,300円	149,100円
210,500円	245,400円	254,100円
280,000円	314,900円	349,800円
355,200円	390,100円	425,000円
683,300円	718,200円	753,100円
871,300円	890,000円	890,000円

※法定軽減 7割軽減 5割軽減 2割軽減

	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
医療給付費分	6.50%	0.00%	24,800 円	18,200 円	650,000 円
後期高齢者支援金等分	2.40%	0.00%	8,600 円	6,800 円	240,000 円
介護納付金分	2.20%	0.00%	9,800 円	5,200 円	170,000 円
計	11.10%	0.00%	43,200 円	30,200 円	1,060,000 円

所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
6.90%	0.00%	25,800 円	19,000 円	650,000 円
2.50%	0.00%	9,100 円	7,200 円	240,000 円
2.30%	0.00%	10,000 円	5,400 円	170,000 円
11.70%	0.00%	44,900 円	31,600 円	1,060,000 円

①と②の差額

被保険者数 (収入) 所得	1人 世帯主	2人 世帯主 妻	3人 世帯主 妻、子1人
(1,450,000円) 350,000円	700円	1,200円	1,800円
(1,750,000円) 650,000円	2,400円	3,200円	3,900円
(2,420,000円) 1,320,000円	7,200円	7,800円	7,400円
(3,120,000円) 2,020,000円	10,700円	12,200円	12,500円
(4,046,667円) 2,760,000円	14,300円	15,800円	17,300円
(4,994,118円) 3,560,000円	18,300円	19,800円	21,300円
(8,952,632円) 7,050,000円	35,800円	37,300円	38,800円
(11,005,000円) 9,050,000円	45,800円	31,100円	600円

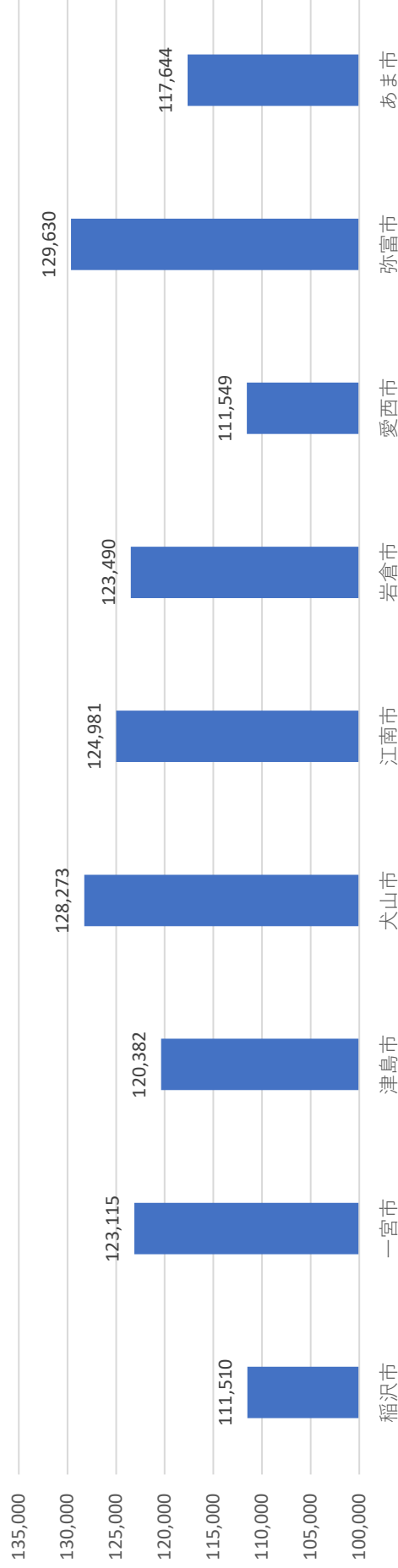
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
医療給付費分	0.40%	0.00%	1,000 円	800 円	0 円
後期高齢者支援金等分	0.10%	0.00%	500 円	400 円	0 円
介護納付金分	0.10%	0.00%	200 円	200 円	0 円
計	0.60%	0.00%	1,700 円	1,400 円	0 円

協会けんぽ保険料 年税額 早見表（令和6年度）

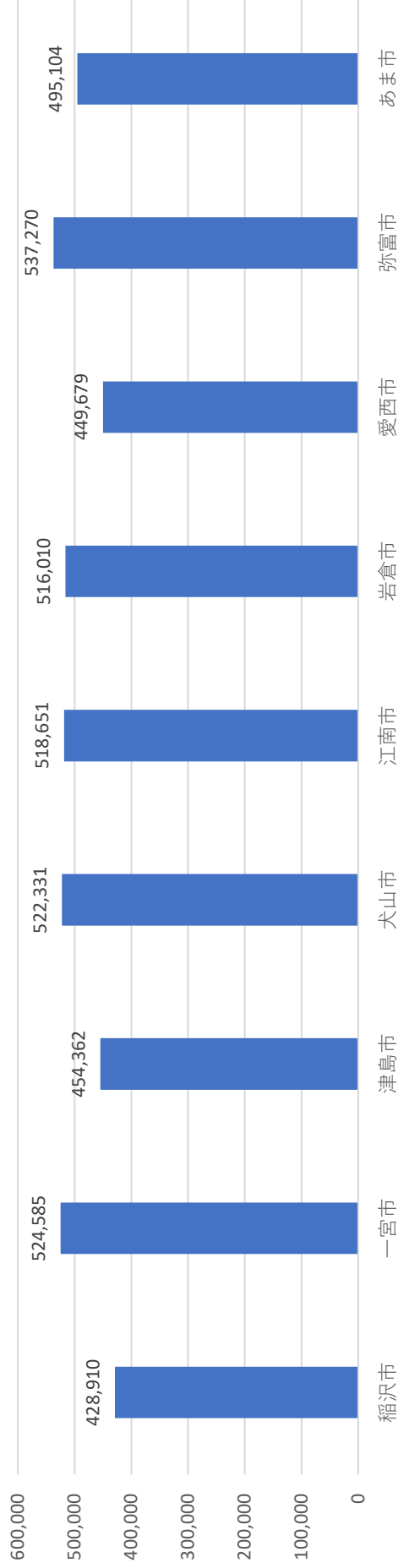
- 条件： 1 愛知県での保険料
 2 介護保険第2号保険者に該当
 3 賞与は考慮しない

報酬(月額) × 12月 報酬(月額)	標準報酬月額	保険料(年額)	
		保険料率 11.62%	
		全額	折半額
900,000円 75,000円	78,000円	108,756円	54,384円
1,200,000円 100,000円	98,000円	136,644円	68,328円
2,000,000円 166,667円	170,000円	237,048円	118,524円
3,000,000円 250,000円	260,000円	362,544円	181,272円
4,000,000円 333,333円	340,000円	474,096円	237,048円
5,000,000円 416,667円	410,000円	571,704円	285,852円
9,000,000円 750,000円	750,000円	1,045,800円	522,900円
11,000,000円 916,667円	930,000円	1,296,792円	648,396円

単身・介護あり所得86万円（給与収入141万円）



大人 2 人介護あり+小学生 2 人所得276万円（給与収入400万円）



注：端数処理は行っていません